# 鎌倉の景観

(鎌倉市景観計画の実績報告)

短期目標期間 (H19.1.1~H24.3.31) 版

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日 鎌倉市

### 鎌倉市民憲章

### 前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

昭和 48 年 11 月 3 日 制定

### 市の木・市の花

### ○市の木 ヤマザクラ (オオシマザクラを含む=バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

# 〇市の花 リンドウ(リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。 やや乾い た山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。 リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

わが国を代表する歴史的文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並みを後世に伝えるため、これまでまちづくりに関する様々な施策を推進してきました。

平成8年に施行した都市景観条例では、市民との協働による景観づくりの仕組を整え、 平成16年の景観法制定を受けて、平成17年5月に景観行政団体となり、平成19年1 月には景観計画を策定しました。

本市の景観計画は、平成8年からの景観行政の蓄積をもとに、景観形成の基本理念・目標を定めるとともに、市域を土地利用の現状にあわせ21区分し、区域毎に景観形成の方針・基準をきめ細かく定めたもので、景観法に基づく届出・勧告制度により、一定規模以上の建築行為や開発行為等の景観誘導に取り組んでいます。

また、平成20年3月には、鎌倉駅・北鎌倉駅周辺の市街地を対象に建築物の高さや色彩等の制限を定める景観地区の都市計画決定を行い、長年の懸案事項であった中心市街地の高さ制限等に法的根拠を持たせることができました。

景観施策は、景観計画の実現化方策に沿って推進を図っていますが、これを的確に推進するためには、施策の進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を市民と行政が共有することが必要です。

このため、今まで、年度毎(平成 20 年度版・平成 21 年度版・平成 22 年度版・平成 23 年度版・平成 24 年度版)に施策の実績をまとめ公表を行ってきました(※詳細な実績については、年度毎の実績報告をご参照ください)。

このたび、短期目標期間(平成 19 年1月~平成 24 年3月)が終了したことから、短期目標期間の実績と今後の課題をまとめ、中・長期目標の推進スケジュールの施策の展開を見直しました。

平成 25 年 3 月

鎌倉市

月 次 景観法・関連法令等を活用した都市景観の形成 ― 地区の個性を活かした都市景観の形成 ― - 景観資源を核とした都市景観の形成 ― ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進 15 市民・NPO・事業者との協働・支援 16 

景観計画等に関する事務処理件数の推移 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

19

20

### 景観法・関連法令等を活用した都市景観の形成

#### 一 地区の個性を活かした都市景観の形成 一

### 地区プランの策定

#### 内宏

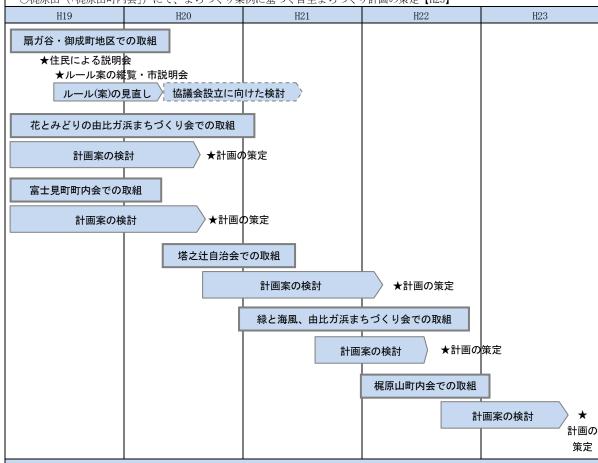
景観計画(土地利用類型別景観形成方針・基準等)をベースに、地区毎のより詳細な景観づくりの考え方を示す地区プランを策定・提示し、地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的に進めます。策定した地区プランを素材に景観計画の充実(特定地区の指定等)や建築行為等の景観誘導に取り組みます。また、地域の文脈、景観形成の作法等をわかりやすく伝えるガイドラインを作成します。

#### 推准方法

市全域を対象に継続的に取り組みます。拠点やベルトの位置付けのある場所、地区住民の発意のある場所等において優先的に取り組みます。

#### 実績

- ○扇ガ谷・御成町地区で地区プランの策定・協議【H19~H20】
  - ・景観づくりのルール (素案) をまとめ、住民による地権者説明会の開催 (平成19年6月)
  - ・市によるルール案の縦覧及び説明会を開催(平成19年8月)
  - ・扇ガ谷・御成町地区にて景観地区景観形成協議会の設立に向けた準備・検討
- ○由比ガ浜二丁目の一部区域(「花とみどりの由比ガ浜まちづくり会」)にて、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定【H20】
- ○大船駅南部地区(「富士見町町内会」)にて、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定【H20】
- ○由比ガ浜一丁目・御成町・笹目町・佐助一丁目の一部区域(「塔之辻自治会」)にて、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定【H22】
- ○由比ガ浜二丁目の一部区域(「緑と海風、由比ガ浜まちづくり会」)にて、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の 策定【H22】
- ○梶原山(「梶原山町内会」) にて、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定【H23】



#### 今後の施策

自主まちづくり計画に基づいて、地区住民と市の協働によるまちづくりの推進を図ります。また、法的拘束力のある制度 (地区計画等)への移行のための支援を行います。

### 景観地区の指定・運用

#### 内宏

若宮大路を中心とした市街地、ベルトや拠点に位置付けられた場所など、特に魅力的な都市景観の形成が求められる地区を景観地区として指定し、建築物の形態意匠や高さの最高限度などを定め、市街地の良好な景観誘導を図ります。

#### 推進方法

若宮大路や北鎌倉駅の周辺市街地など、周囲を歴史的風土に囲まれた市街地を先行して地区指定に取り組みます。その後も引き続き、ベルトや拠点に位置付けられた場所を中心に地区住民の発意、市街地整備の進行状況にあわせ、随時地区指定の検討を行います。

#### 実績

- ○若宮大路を中心とした市街地(約 224.8ha)を鎌倉景観地区、北鎌倉駅周辺の市街地(約 7.2ha)を北鎌倉景観地区として、都市計画決定・告示(平成 20 年 3 月)
  - ・建築物の規制・誘導への取組
- ○北鎌倉景観地区の東寄りのエリアである北鎌倉東地区を都市景観条例に基づく景観地区景観形成協議会(北鎌倉東地区 景観形成協議会)に認定し、地区独自のルールを市との協働で検討
  - ・地区のルール(高さ等)及び景観づくりのガイドライン「北鎌倉東地区まち並みの作法集」を作成(平成 21 年 5 月)
  - ・北鎌倉景観地区の東寄りのエリアである北鎌倉東地区では、都市計画提案書の提出(平成21年8月)を受け、都市計画の変更手続の準備



#### 今後の施策

制度の普及啓発に努め、地区住民の合意の熟度に応じて、新規地区の指定や既指定地区のルールの見直しに積極的に取り組みます。また、まちの成長管理に住民自らが関わる景観地区景観形成協議会の設立に向けた支援を行います。

北鎌倉東地区については、都市計画提案書の提出を受け、都市計画事前調整を進めています。

### 地区計画制度の活用

#### 内尔

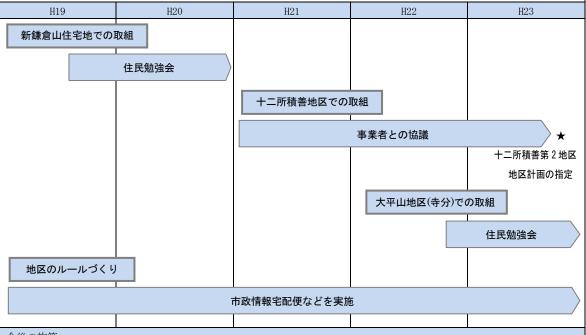
地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が同時に求められる場所においては、地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。また、市独自や任意の制度(自主まちづくり計画、景観形成地区、住民協定等)により、まちづくりに取り組んでいる地域においては、法的位置付けのある景観計画(特定地区の指定等)や地区計画への移行を目指します。

#### 推進方法

既にまちづくりに取り組んでいる地域を中心に、市政情報宅配便の実施等により制度の普及啓発に取り組みます。

#### 宝績

- ○新鎌倉山住宅地 (津、津西)、西鎌倉住宅地 (西鎌倉) の自治会から地区計画制度の活用の相談を受け、地区計画制度の 説明会等、地区住民との協議【H19~H20】
- 〇十二所積善地区(十二所)では、事業者と地区計画の制度活用に向けての検討【H21~H23】
  - ・十二所積善第2地区地区計画の指定(平成24年2月20日告示、約0.3ha)【H23】
- ○大平山地区(寺分)では、地区住民と地区計画の制度活用に向けて検討【H23】



### 今後の施策

既にまちづくりに取り組んでいる地域を中心に、市政情報宅配便などで地区計画制度の普及啓発に努め、地区計画に移行するための意識醸成・支援を行います。

#### 高度地区の指定・運用

#### 内容

良好な居住環境の保全や、既成市街地における魅力的な都市環境・都市景観の形成を図るため、高度地区の指定を積極的に行い、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導を行います。

#### 推進方法

風致地区、景観地区、高度地区、第一種低層住居専用地域以外の高さ制限のない地域において、関係機関との調整を経て、高度地区指定の検討を行います。

#### 実績

○風致地区、景観地区指定区域を除く第一種中高層住居専用地域(約340ha)を高度地区に指定(平成20年3月)

・建築物の高さの規制・誘導



#### 今後の施策

市街地の土地利用の状況を踏まえ、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導の検討を行います。

### 特別用途地区の活用

#### 内宏

土地利用の純化によるまとまりある都市景観の形成を図るため、特別用途地区の活用に取り組みます。景観法による規制・誘導施策(景観計画・景観地区)は、建築物の用途を定めることができないため、景観法と特別用途地区の併用についても検討します。

#### 推進方法

特別用途地区の活用にあたっては、住民の合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。

#### 宝繕

景観だけでなく建物用途についても制限を加えたいというニーズはあるものの、制度が複雑になるなどの理由から現時点では特別用途地区の活用には至っていません。

#### 今後の施策

市政情報宅配便などで法制度の理解を深め、合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。

#### 市街地の緑の創造

#### 内容

周辺の山並みと調和した、緑豊かな市街地の創造を目指し、緑化地域や緑地協定などを活用し、都市の緑と市街地のまち並みが一体となった都市景観の形成を進めます。また、市街地の良好な景観を形成する屋敷林などの価値を明確にし、土地利用転換等が行われる際に既存樹木が保存されるような仕組の検討もあわせて行います。

#### 推進方法

緑豊かな市街地の形成を図るため、民有地に対するまちづくり事業と連携した緑化や接道緑化を誘導していくとともに、 風致地区や開発事業区域内での緑化を推進します。

#### 実績

○風致地区や開発事業区域内での緑化指導

○自主まちづくり計画などの制度と連携し、まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化を支援

	H19	H20	H21	H22	H23
補助金交付件数	27 件	24 件	26 件	17 件	17 件
植栽延長	338. 5m	301. 7m	276. 4m	208. 2m	176. 2m
植栽本数	897 本	856 本	657本	637 本	534 本

### 今後の施策

引き続き、まちづくり事業との連携による緑化や市民の緑化活動への支援などを通じ、緑豊かな市街地環境を形成する緑のネットワークの形成に努めます。

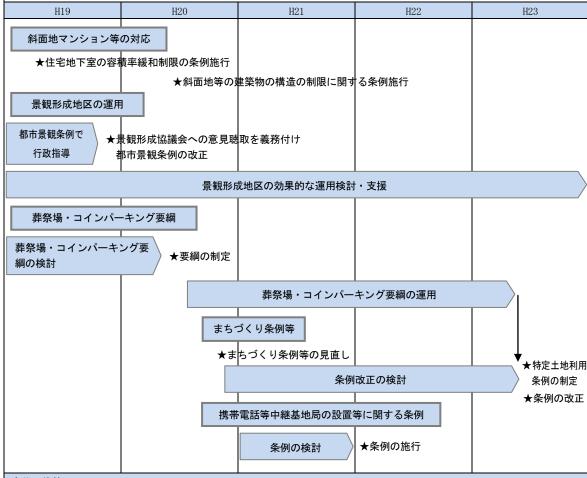
### 制度活用における諸課題への対応

#### 内宏

景観形成を効果的に推進するために、関係法令等の活用とともに法改正への対応や新たな制度導入に積極的に取り組みます。

#### 実績

- ○規制緩和に伴う斜面地マンション等の課題に対応
  - ・建築基準法第52条第5項に基づく住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例を施行(平成19年7月)
  - ・建築基準法第50条に基づく斜面地等の建築物の構造の制限に関する条例を施行(平成20年9月)
- ○景観形成地区の運用
  - ・景観形成地区内で、景観形成の方針に適合しない用途に関する計画が出されましたが、景観形成の方針に適合するよう、都市景観条例第 18 条 (現在第 22 条)の規定に基づき行政指導 (平成 19 年 8 月)
  - ・都市景観条例の改正を行い、景観形成地区での届出前に、景観形成協議会への意見聴取の義務付け(平成20年2月)
  - ・景観形成地区の効果的運用を図るため、景観形成協議会等への意見聴取に際し、専門家が関わる仕組の検討・支援
- ○葬祭場の設置等に関する指導要綱及びコインパーキングの設置等に関する指導要綱を施行(平成20年8月)
- ○まちづくり条例等
  - ・市民との協働によるまちづくりを推進するため、これまで自主まちづくり計画策定時のみに限定していた専門家派遣を地区計画や建築協定策定時にも派遣できるようまちづくり条例第32条(現在第44条)を改正し施行(平成21年4月)
  - ・まちづくり条例に基づき、大規模な土地取引又は開発事業に対して市長から助言等を行い、計画的な土地利用を誘導
  - ・まちづくり条例及び開発事業等における手続及び基準等に関する条例の総体的な見直し
  - ・まちづくり条例及び開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正(平成23年10月)
  - ・特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の制定(平成23年10月)
- ○携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例を施行(平成22年4月)



#### 今後の施策

景観形成協議会等への意見聴取の効果的な運用方法の検討・支援を進めます。

良好な居住環境の確保を図るため、必要な手続及び基準の見直しに取り組み、まちづくり条例及び開発事業等における 手続及び基準等に関する条例を改正します。

景観形成を効果的に推進するために、関係法令等の活用とともに法改正への対応や、基準適合だけでなく、新たな価値 を創造する制度導入に積極的に取り組みます。

### 一 景観資源を核とした都市景観の形成 一

### 歴史的風土保存区域や風致地区の活用

#### 内容

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)により指定された歴史的風土保存区域において、国・県と連携して、歴史的風土の保存を図ります。また、緑地としての活用も含めた、樹林管理や防災対策についても検討を進めます。風致地区においては、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

#### 推進方法

古都保存法により指定された歴史的風土保存区域において、国・県と連携して、歴史的風土の保存を図ります。 風致地区については、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

#### 宝績

○古都保存法施行 40 周年を記念して、「美しい日本の歴史的風土 100 選実行委員会」が主催した「美しい日本の歴史的風土 100 選」に鎌倉市が選出(古都保存法対象都市、世界遺産指定地域対象都市の特別枠での選出)(平成 19 年 3 月)

○風致地区条例等に基づき、国・県と連携して、地区内の建築行為、土地形質の変更等を規制・誘導

	H19	H20	H21	H22	H23
風致地区内行為許可申請等	851 件	701 件	681 件	711 件	651 件
歷史的風土保存区域内行為届	120 件	133 件	117 件	109 件	100 件
歷史的風土特別保存地区内許可申請等	115 件	118 件	81 件	64 件	58 件

#### 今後の施策

現行の歴史的風土保存区域の特別保存地区未指定の枢要な樹林地部分について、歴史的風土特別保存地区の指定拡大を 国・県に要請します。

新たに歴史的に重要な文化的資産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を国に働きかけます。

現行風致地区指定区域につながる丘陵の樹林地(拡大区域を含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の鎌倉中央公園拡大区域、(仮称) 山崎・台峯緑地候補地、約170.5ha) の風致地区の指定拡大に努めます。

神奈川県と連携して、許可・届出制度による行為の制限を行います。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)に基づき、神奈川県の風致地区条例が市条例に移譲されるにあたり、市条例制定に向け、本市に則した内容に改正する等の検討を行います。

### 近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区等の活用

#### 内宏

市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区等の保全制度を活用した緑地の保全を進めます。

#### 推進方法

市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区等の保全制度 を活用した緑地の保全を進めます。

#### 宝績

#### ○近郊緑地保全区域の指定に向けた検討

- ・平成 18 年に拡大指定された区域を含めた新たな円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画の決定(平成 19 年 2 月)
- ・鎌倉近郊緑地特別保全地区(約 131ha)が神奈川県により指定(都市計画決定)(平成 23 年 10 月)

#### ○特別緑地保全地区の指定に向けた検討

- ・寺分一丁目特別緑地保全地区(約2.3ha)を指定(都市計画決定)(平成19年12月)
- ・天神山特別緑地保全地区(約5.0ha)を指定(都市計画決定)(平成20年9月)
- ・手広・笛田特別緑地保全地区(約 6.0ha)を指定(都市計画決定)(平成 21 年 9 月)
- ・緑地の機能的・環境的な質の向上を図ることを目的に、特別緑地保全地区及びその候補地を対象として確保した市有緑地を整備(平成21年度:常盤山特別緑地保全地区、平成22、23年度:(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区候補地)
- ・常盤山特別緑地保全地区が神奈川県により変更(拡大約 1ha)指定(平成 23 年 10 月)
- ・等覚寺特別緑地保全地区及び梶原五丁目特別緑地保全地区の指定に向けた検討【H23】
- ・平成23年度末までに、8地区、面積約42.4haの特別緑地保全地区を指定

・平成 23 年度末ま	でに、8地区、田慎	約 42.4na の特別	稼地保全地区を	<b>指</b> 足			
H19	H20		H21	H22		H23	
	近郊緑地特別保全地区の指定に向けた検討						
★円海山・北鎌倉近郊線	地保全計画を決定					★ 『緑地特別保全地区 「県により指定	
	特別緑地保全地区の指定に向けた検討・運用						
★寺分一	丁目特別緑地保全均	地区を指定					
	★天	神山特別緑地保全	≧地区を指定				
			★手広・笛	T田特別緑地保全均 1	地区を指定		
						★ 寺別緑地保全地区が 県により変更指定	
		H19	H20	H21	H22	H23	
近郊緑地保全区域	成內行為届出	10 件	7件	13 件	6件	13 件	
特別緑地保全地区	0 件	1 件	1件	1件	1件		
今後の施策							

神奈川県と連携して、許可・届出制度による行為の制限を行います。

### 歴史的建造物の保全と活用

#### 内宏

現行の景観重要建築物等の制度を継承し、さらに景観法、都市緑地法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度 を積極的に活用し、本市独自の保全・活用手法の検討を行います。

#### 推進方法

景観重要建築物等の制度を活用し、点的な保全から線的・面的な保全へ取組を拡大します。(既指定の景観重要建築物等の再評価により、建造物単体の保全から周辺の景観形成へと取組を広げます。)既指定物件のほか、市内の歴史的建造物の調査・評価を通じて、本市独自の保全・活用手法の研究を進めます。

#### 宝績

- ○景観資源調査をもとに、歴史的建造物・景観重要建造物 (景観法) の保全活用の施策の検討
- ○景観重要建築物等を指定
  - ・檑亭・山椒洞の指定部位の変更【H19】
  - ・野尻邸(旧大佛次郎茶亭)、加賀谷邸の2件を指定【H20】
  - ・成瀬家住宅を指定【H21】
  - ・極楽洞を指定【H22】
- ○景観重要建造物(景観法)を1件(旧川喜多邸別邸 (旧和辻邸))指定【H22】
- ○国登録有形文化財に登録
  - ・かいひん荘鎌倉洋館(景観重要建築物等指定第7号)を登録【H21】
  - ・田丸家住宅主屋及び髙﨑家住宅主屋を登録【H22】
- ○歴史的建造物 2 件(旧松崎邸和館、御成小学校講堂)の調査を実施【H19】
- ○旧華頂宮邸の施設公開のほか、旧華頂宮邸活用検討協議会を設置(平成21年3月)し、保全活用を検討【H20~】
- ○実験活用を行い、協議会から市長へ『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』が提出(平成24年3月)
- ○扇湖山荘(旧鎌倉園)の寄附【H22】
- ・(仮称)扇湖山荘の維持管理
- ・(仮称)扇湖山荘整備活用検討会を設置し、整備活用の検討及び暫定利用の検討【H22~】
- ・歴史的建造物(伏見亭)の調査を実施

・歴史的建造物(休見亭)	の調宜を夫肔				_		
	H19	H20	H21	H22	H23		
景観重要建築物等の	延べ 10 件	延べ9件	延べ8件	延べ4件	延べ9件		
修繕の費用助成	4,945 千円	4,647 千円	5,304 千円	4,462 千円	1,504 千円		
H19	H20	H21	H2:	2	H23		
景観重要建築物等の修繕の費用助成							
景観重要建築物等の指定	★野尻邸(旧大傅 加賀谷邸	‡次郎茶亭) ★成為	賴家住宅	★極楽洞			
		景観重要建造物	 物の指定 ★	旧川喜多邸別邸(旧	和辻邸)		
	国登録有形式	文化財の登録	★かいひん荘鎌倉	注館 ★田丸家住 高崎家住9			
	旧華頂宮野	邸の施設公開、保全	 活用の検討				
		7	★旧華頂宮邸活用	検討協議会の設置			
				(仮称)扇湖山: - 保全活	★ 『旧華頂宮邸の保全 向けて「提言」』 を 在の維持管理 用の検討		

今後の施策

景観重要建造物(景観法)及び景観重要建築物等の指定や登録有形文化財の制度の活用を進めます。

景観重要建築物等の維持修繕の支援を行います。

旧華頂宮邸の施設公開のほか、旧華頂宮邸活用検討協議会からの提言をもとに保全活用の検討を進めます。

### 眺望景観の保全・創出

#### 内宏

本市の地形的な特性を視覚的に認識することができる、優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めていくため、眺望景観の視点からの都市景観の形成に積極的に取り組みます。このため景観法のほか、都市計画法(高度地区)、建築基準法(総合設計制度)との連携による効果的な規制・誘導施策の検討に取り組みます。

#### 推准方法

景観計画(平成 19 年 1 月策定)に位置付けた 33 の眺望点からの眺望の経年変化を調査し、眺望景観の保全及び魅力向上の手法を景観計画の運用にあわせて研究します。また、眺望景観の保全のため、景観地区・高度地区の指定に取り組みます。

#### 実績

- ○景観計画に基づき、眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導(建築物の高さ・配置・デザイン、屋上設備等)
- ○鎌倉駅周辺・北鎌倉駅周辺に景観地区を指定、風致地区・景観地区以外の第一種中高層住居専用地域を高度地区に指定 (平成20年3月)
- ○景観資源調査を行い、平成14年度調査をベースに、平成19年度の経年変化を調査【H19】

H19	H20	H21	H22	H23			
	眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導						
7	★景観地区・高度地区の指定						
	景観地区・高度地区の運用						
★経年変化	調査						

#### 今後の施策

建築物単体、まち並みレベル(近景)だけではなく、眺望景観(中~遠景)の視点からも建築行為等の景観誘導に取り組みます。また、眺望景観保全・創出の重要性の周知に努めます。今後は、さらに高度地区との連携(総合設計制度の許可基準化)等により、眺望景観の視点から、効果的な規制・誘導手法の制度化に向けた検討を行います。

### 地域資源の保全と整備

#### 内容

石碑、道標、道祖神や樹木、優れた生け垣、屋敷林、十橋・十井・五名水などを地域景観資源と位置付け、地域住民との価値観の共有に努めます。市民・NPO等との協働により、これら景観資源の保全・整備手法の検討に取り組むとともに、地域の景観づくりの拠りどころとして活用します。

歴史的建造物をはじめとする景観資源のデータベースを作成します。

### 推進方法

建築物・工作物のほか、石碑、道標等、地域資源を景観資源として幅広く捉え、その保全・活用を通じて景観形成に取り組みます。これらの保全・活用には、景観施策のほか、文化財等、他の制度の活用が必要となることから、関連部署との連携を強化します。また、市民・NPO等と、この様な景観資源の価値観の共有に努めるとともに、景観資源の情報管理に取り組みます。

### 実績

- ○歴史的建造物(建築物、工作物、石碑等)、樹木、眺望景観について、既存調査の成果を整理し、景観的な評価軸の設定 及びそれに基づく評価を行い、景観資源の種別ごとに、今後の保全活用を検討
- ○平成 19 年度に実施した景観資源調査を基に、歴史的建造物 (建築物、工作物、石碑等)、樹木、眺望景観について、データベースの作成・管理
- ○景観法により創設された景観重要建造物・樹木の制度活用を検討

H19	H20	H21	H22	H23	
★ 景観資源調査	データベースの作成		データベースの管理		
保全活用手法の検討					
			★景観重要建造	造物の指定	

#### 今後の施策

景観資源が生み出す歴史的景観の維持継承や、景観資源周辺の良好な景観形成を図るために、その景観特性を明らかに し、景観資源周辺の建築行為等に対する建築作法やデザインなどを示したガイドラインの検討を行います。

また、景観資源のデータベースの情報管理を行います。

### かまくら景観百選の活用

#### 内宏

平成 11 年に選定したかまくら景観百選の PR を通じて「鎌倉らしい景観」、「鎌倉の景観を構成する重要な要素」を多くの市民に伝えます。また、かまくら景観百選に選定された風景の維持・継承、景観資源としてまちづくり、景観づくりへの積極的な活用に向けた施策展開に取り組みます。

#### 推准方法

冊子販売のほか、ホームページ掲載等、様々な場面を通じて、PRを行います。また、地域の景観資源と位置付け、その活用などに取り組みます。

#### 宝績

- ○建築行為等の土地利用計画に対し、地域の景観資源として配慮を求めるとともに地域のデザインコードとして活用するなど、デザイン協議の際の指標として活用
- ○鎌倉らしさのイメージを市民間で共有し、さらに具体化することを目指し、冊子の作成・販売、ホームページでの紹介、イベントの開催・後援などを通じて、景観資源の普及・啓発
- ○多くの市民・来街者への周知のため、かまくら景観百選の冊子を市内書店で販売

	, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
H19	H20	H21	H22	Н23		
普及啓発						
	保全活用の検討					
★冊子改訂		★冊子改訂				

#### 今後の施策

冊子の販売(改訂)、イベント・セミナーの開催、市政情報宅配便等を通じて、今後もかまくら景観百選などの景観資源の普及啓発に努めます。

普及啓発と並行して景観資源の定点観測を定期的に行うことにより、その効果を検証します。

### 屋外広告物の規制誘導

#### 内尔

景観計画(第4章5.屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項)及び神奈川県屋外広告物条例に基づき適正な規制・誘導を行います。また、市独自の屋外広告物条例の制定により、歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った広告物の誘導を目指します。さらに、市民の協力を得て、地域と行政が一体となり、違反屋外広告物を表示させない環境づくり、まちづくりを推進します。

#### 推進方法

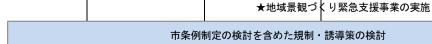
景観計画及び神奈川県屋外広告物条例に基づき、広告物の規制・誘導に取り組みます。これと並行して、モデル地区による屋外広告物の実態調査、シミュレーション等を行い、本市独自の屋外広告物条例策定に向け研究を進めます。

また、市民、事業者等の屋外広告物に対する意識啓発にも積極的に取り組むとともに、市民に違反屋外広告物の簡易除却の権限を委嘱し、協働により除却活動やキャンペーンなどの啓発活動を実施します。

#### 実績

- ○景観計画及び神奈川県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置位置・規模・デザイン等について規制・誘導
- ○広告業関係団体、宅地建物取引業協会、警察署、商店会等と協力し、屋外広告物制度の普及啓発を図るキャンペーンを 2箇月に1回の頻度で実施
- ○禁止物件等に掲出された違反屋外広告物に対して、職員・業者委託、また違反屋外広告物除却協力員との連携により簡易除却を行い、違反広告物をまちに氾濫させない仕組みの確立
- ○市独自の屋外広告物条例制定に向けて、屋外広告物がまち並みに果たす役割を市民・事業者と共に考えることを目的に、 屋外広告物をテーマに景観づくり賞を実施し、事業の成果として、景観づくり賞の応募・受賞作品の紹介と屋外広告物 のデザイン作法を作成

	7.7.							
		H19		H20	H21	ŀ	I22	H23
屋外広告物の許可件数		125 件		140 件	135 件	8'	7 件	186 件
違反屋外広告物の除却件数		704 件	Ė	510 件	863 件	32	4件	1122 件
違反屋外広告物除却協	違反屋外広告物除却協力員の委嘱人数		78 名 58		44 名	4	4名	44 名
H19	H20	H21		H22			H23	
屋外広告物の適正な規制・誘導								



景観づくり賞実施に向けた検討 ★景観づくり賞実施

### 違反屋外広告物除却協力員との連携

### 今後の施策

本市の特性に合わせた市独自の条例制定の検討を含めた規制・誘導策の検討を行います。条例制定にあたっては、市民・ 事業者等の理解と協力が必要なことから、景観づくり賞の成果等の活用により普及啓発を行い、市民・事業者等の意識醸 成に取り組みます。また、屋外広告物の許可物件、未申請物件の適正管理、規制誘導に努めます。

今後も違反屋外広告物除却協力員との連携により市内の違反広告物の除却に努め、違反広告物が掲出されにくい環境づくりを進めます。

### ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進

### 快適なみちづくり

#### 内容

快適で魅力的な道路空間の創出が都市のイメージをより高めることから、無電柱化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出など、公共施設による先導的な景観整備を進めます。また、鎌倉の歴史性・文化性を活かし、市民や観光客にわかりやすく美しい公共サインの整備を進め、道路空間の魅力を高めます。特にベルトや拠点においては、神奈川県等公共施設管理者と連携し、市民等の意見を聴きながら、魅力ある道路空間創出のための整備方針を策定します。また、オープンカフェの実施など道路空間を活用したまちの活性化の検討を行います。

### 推進方法

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、景観ベルトにおける神奈川県及び本市の公 共施設管理者が情報交換や調整を行う場を設定し、良好な景観形成を推進します。

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等の観点から、国の無電柱化推進計画に基づき、市・電線等管理者・市 民等が一体となって、順次無電柱化に取り組みます。

開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域や計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区における開発事業に対し、まちづくり空地を設置するよう誘導します。

#### 実績

- ○景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を実施(歩道橋の色彩や標識の配置、形状等)
- ○ベルトにおける県・市の公共施設管理者による連絡調整会議の設置(平成19年9月)、情報交換と事業の調整
- ○「なぎさ軸」について、県、相模湾沿岸 13 市町及び箱根町により、「なぎさ軸広域景観構想」を策定(平成 22 年 3 月)
- ○鎌倉市・藤沢市による都市連携懇談会を設置(平成22年5月)し、国道134号沿いの一体的な景観形成の検討
- ○シンボルロードである若宮大路の魅力向上のためのソフト的な取組として、景観協議会の検討【H21~】
- ○駅周辺など路上喫煙禁止区域周辺において、既存の掲示板と共同で表示
- ○小町通り(約600m)の無電柱化の整備に着手し、環境づくりにおいて継続的に地元商店街・自治会等との協議【H19~】
- ○民間事業者に対して開発事業にあわせ、まちづくり空地の設置を要請し、快適な公共空間の確保
- ○大船駅西口歩行者デッキ及び大船駅西口交通広場の整備工事が完了し、供用を開始【H23】



#### 今後の施策

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、連絡調整会議の開催により、情報交換と事業調整を行います。若宮大路ベルトでは早期に景観協議会を設置し、施設管理者・関係住民等の連携により、魅力向上に取り組みます。「なぎさ軸広域景観構想」の実現にあたり、県と相模湾沿岸 13 市町及び箱根町と連携を図り、「(仮称) なぎさ軸広域景観交流会議」や「ゾーン毎の景観協議会」を活用しながら取組を推進していきます。鎌倉市・藤沢市による都市連携懇談会を運営し、国道 134 号沿いの一体的な景観形成に向けて検討を進めます。

今後も地元商店街・自治会等と継続的に協議を行い、無電柱化とともに安全で快適な公共(道路)空間づくりに取り組みます。

沿道におけるまちづくり空地の確保について引き続き協議を行います。

#### 水辺の環境づくり

#### 内穴

河川の親水空間の整備や、生態系の回復などを進め、親しみのある河川環境の創出を図ります。また、河川沿いをプロムナードとして整備し、水に親しめる歩行空間の整備を図ります。海岸沿いにおいては、自然と歴史が融和した原風景の継承・回復や海との関わりの中で形成されたまち並みの修景整備、国道 134 号沿道の顔づくりなど、海浜風致と一体となった景観の保全・整備・創造を図ります。特にベルトや拠点においては、神奈川県等公共施設管理者と連携し、市民等の意見を聴きながら、魅力ある河川・海浜景観創出のための整備方針を策定します。

#### 推准方法

景観計画の景観重要公共施設における占用及び整備事業に対する指導を行うとともに、ベルトにおける神奈川県及び鎌倉市の公共施設管理者が情報交換等を行う場をつくり、ベルトにおける良好な景観形成を推進します。

#### 宇結

- ○景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を実施(橋や海の家の色彩等)
- ○ベルトにおける県・市の公共施設管理者による連絡調整会議を設置(平成19年9月)、情報交換と事業の調整
- ○「なぎさ軸」について、県、相模湾沿岸13市町及び箱根町により、「なぎさ軸広域景観構想」を策定(平成22年3月)
- ○鎌倉市・藤沢市による都市連携懇談会を設置し、国道 134 号沿いの一体的な景観形成に向けて検討
- ○砂押川沿いでは、市民との協働により、桜のプロムナードの保全再生に向け、「砂押川桜保全再生計画」を策定



### 今後の施策

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、連絡調整会議の開催により、情報交換と事業調整を行います。「なぎさ軸広域景観構想」の実現にあたり、県と相模湾沿岸13市町及び箱根町と連携を図り、「(仮称)なぎさ軸広域景観交流会議」や「ゾーン毎の景観協議会」を活用しながら取組を推進していきます。鎌倉市・藤沢市による都市連携懇談会を運営し、国道134号沿いの一体的な景観形成に向けて検討を進めます。

砂押川プロムナードにおける桜の保全再生を行い、地域を象徴する景観軸の魅力的な景観形成を進めます。

#### みどりのまちづくり

#### 内宏

市街地における緑の回復と創造を図るため、良好な屋敷林や樹木の保全に努めます。特に生け垣の奨励や街路樹、グリーンベルトの整備により、まち並みのみどりの創出や、道路緑化の推進を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。

#### 推准方法

道路緑化の推進等を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。

#### 宝績

#### ○緑の基本計画に基づく事業の推進

- ・秩序ある市街地の形成、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て、緑地保全事業推進要網に基づく緑地保全契約を締結し、保全に取り組む
- ・都市緑地法に基づき、緑の基本計画に 3 地区(約 296.1ha)の緑化重点地区及び、9 地区(約 301.5ha)の保全配慮地区を設定
- ・鎌倉駅周辺緑化重点地区内における、既設道路(御成町地区)の歩道の整備・充実に伴い、景観計画に配慮した緑化の 形成【H19】
- ・鎌倉市緑の基本計画の改訂(平成23年9月)
- ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく保存樹林等の指定(指定樹林面積 286.15ha、指定樹木本数 365 本、指定生け垣面積 11,325 ㎡)【H23】

#### ○都市公園・広場等の整備

- ・風致公園の六国見山森林公園や材木座地区に街区公園の整備【H19】
- ・風致公園の夫婦池公園の整備・開園【H20~H21】
- ・街区公園の梶原六本松公園の整備・開園【H21~H22】
- ・(仮称) 山崎・台峯緑地候補地の一部 (土地区画整理事業施行取下区域内の一部)が、かながわトラストみどり基金の活用により概ね 3 年間に買い入れ、保全緑地の候補地に選定(平成 21 年 1 月)。県と市が共同で用地(約 0.12 ha:平成 23 年 3 月)(約 0.37 ha:平成 24 年 3 月)を取得
- ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地(約 1.4ha)が都市計画事業として認可され、国庫補助制度を活用して、用地(約 0.28ha)を取得(平成 22 年 4 月)、用地(約 0.17ha)を取得【H23】

### ○道路緑化の推進・維持管理

・市道(七里ガ浜高校前)を緑化整備し、周辺緑地に配慮した緑のネットワーク形成【H19】

H19	H20	H21	H22	H23	
	緑の	基本計画に基づく事業の持	推進	★改訂〉	
	都市公園・広場等の整備				
道路緑化の推進・維持管理					
K M II. lab					

#### 今後の施策

公園、河川と結ぶ市街地の緑のネットワークの形成に向け、既設道路などの整備にあわせ、景観計画に配慮した緑化を 推進します。

引き続き、鎌倉市緑の基本計画に沿って、秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地 及びその周辺地域の樹林地を、土地所有者の協力を得て、保全していきます。

都市公園の整備等を引き続き行い、緑豊かな公共空間の創出に努めます。

### 魅力的な建物づくり

#### 内宏

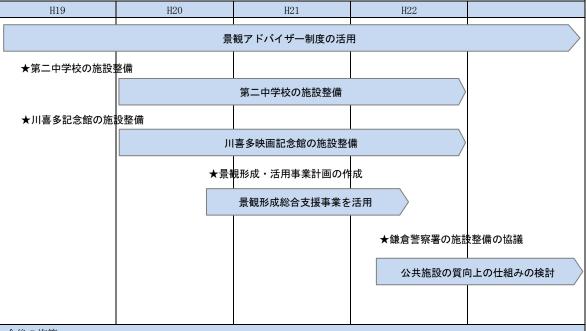
鎌倉らしい都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、鎌倉の顔にふさわしい格調高い魅力的なデザインとします。また、公共施設の緑化推進により、地域の中心的施設にふさわしい施設整備を進めます。

#### 推進方法

公共建築物の建築に際して先導的な役割を果たすよう景観に関する協議を行います。

#### 実績

- ○第二中学校において、景観アドバイザー制度を利用した施設整備【H19~H22】
- ○川喜多映画記念館において、景観アドバイザー制度・景観形成総合支援事業を活用した施設整備【H19~H22】
- ○鎌倉警察署の設計段階において景観アドバイザー制度を利用し、施設整備の検討【H22】
- ○公共施設の質向上の仕組について、先進事例の視察等の調査



### 今後の施策

今後も景観アドバイザー制度等を利用し、公共施設の質向上とともに周辺の空間の魅力向上に積極的に取り組みます。 また、景観アドバイザーとの協議過程の整理、施設完成後の評価などを行うことにより、公共施設計画のガイドライン策 定に向けた研究を進めます。

### 市民・NPO・事業者との協働・支援

### 景観づくり賞の実施

#### 内容

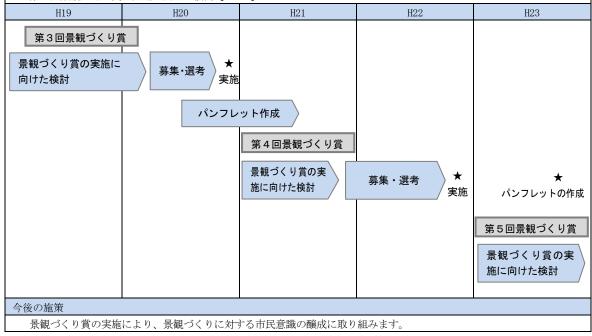
景観づくり賞の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO等の活動を顕彰するとともに、様々な活動主体を有機的に結びつけるような支援を行います。

#### 推進方法

景観づくり賞は、概ね2年に1回、市民ニーズに即したテーマを選定し、実施します。

#### 実績

- ○第3回景観づくり賞の実施 テーマ「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんばん」
  - ・全128件の応募、景観づくり賞6件、特別賞3件、奨励賞3件を決定
  - ・表彰式とトークイベントを開催(平成21年3月)
  - ・景観づくり賞の応募・受賞作品の紹介と屋外広告物のデザイン作法をまとめたパンフレットを作成
- ○第4景観づくり賞を実施 テーマを「美しいまち並みをつくる樹木」
  - ・全 215 件の応募、景観づくり賞 12 件、奨励賞 1 件を決定
  - ・表彰式とトークイベントを開催(平成23年2月)
  - ・受賞樹木を広く周知を図るため、パンフレットを作成
- ○第5回景観づくり賞の実施に向けて検討【H23~】



# シンポジウム、講演会の開催

#### 内尔

都市景観の形成を進めるため、シンポジウム、講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催や市政情報宅配便を継続的に実施します。また、市民・NPO等によるシンポジウムやセミナーの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。

### 推進方法

親子景観セミナーの開催、学校や自治会等を対象とした「市政情報宅配便」の実施等を通じて、景観づくりの意識啓発に努めます。また、市民が主体的に活動する取組への支援を行います。

#### 宝績

- ○親子景観セミナーの実施
  - ・鎌倉駅周辺のまち歩き【H19】
  - ・成瀬家住宅での茅葺き体験【H21】
  - ・極楽洞や鎌倉文学館など長谷周辺のまち歩き【H22】
  - ・宅間ヶ谷と旧華頂宮邸探検【H23】
- ○鎌倉駅地下道ギャラリーへの展示
- ○出前講座の実施
  - ・手広中学校【H19】
  - ・景観法勉強会(財団法人鎌倉風致保存会主催)の開催【H20】
  - ・大船中学校【H21】
  - ・鎌倉高校【H22、H23】
- ○歴史的建造物保全活用のための勉強会(世界遺産登録推進協議会主催)の開催【H20】
- ○藤沢市との連携により、R134 景観ウォーキングの実施【H23】

○豚が中での連携によ	ソ、NIO4 泉歌フォーハン	/ り天旭【1123】		
H19	H20	H21	H22	H23
親子景観セミナー			親子景観セミナー	
		地下道ギャラリー展示		
★ 出前講座	★ 出前講座	★ 出前講座	★ 出前講座	★ 出前講座 ★ R134 景観ウォーキング
今後の施策				

今後も引き続き、まち歩き等のイベントや展示などの情報発信を行い、意識の啓発を行います。

### 市民活動の支援

#### 内宏

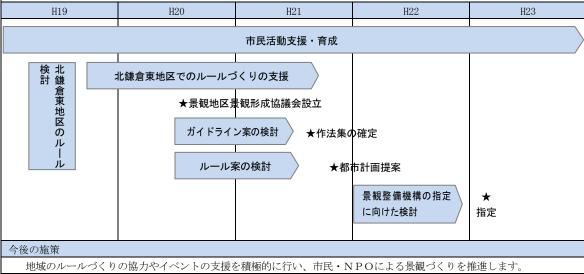
市民・NPOの活動をさらに発展させ、都市景観の形成に主体的に取り組むことが可能となるような組織の育成を図ります。また、提案制度(都市計画法、景観法)の積極的な活用や市民・NPOによる景観づくり推進のための支援制度の充実を図ります。

#### 推進方法

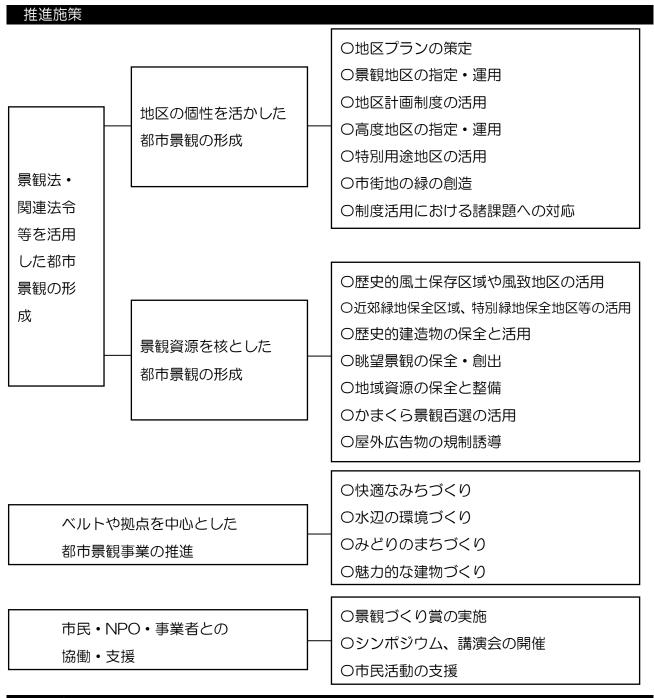
都市景観の形成に主体的に取り組む市民団体への支援を行います。また、景観に関する地域のイベントの支援を行います。

#### 実績

- ○特定地区計画(扇ガ谷・御成町地区、材木座、鎌倉山など)の検討
- ○北鎌倉東地区のルールの検討
  - ・北鎌倉景観地区の新たなルールの検討に向けた協力、支援(平成19年11月)
  - ・北鎌倉東地区景観形成協議会の設立(平成20年7月)
  - ・北鎌倉景観地区の独自のルール及びガイドラインの検討(平成21年5月)
  - ・市へ都市計画提案書を提出(平成21年8月)
  - ・北鎌倉東地区景観形成協議会等の景観形成協議会の支援
- ○由比ガ浜通りにおける景観づくりのワークショップ、景観重要建築物の活用や路地景観に関するイベント等の後援
- ○景観まちづくり学習を実施 (手広中学校・第二小学校)
- ○一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワークを景観整備機構に指定(平成23年4月)



景観計画の実現に向けて、実現化方策として具体的な施策(推進施策)とスケジュールを次のように定めています。



### スケジュール

推進施策の実施にあたってのスケジュールは、短期にその実施を目指すもの(短期目標 H19~H23)と中・長期的に実現に向けた検討を行うもの(中・長期目標 H24~H28)に分類し、計画的な施策の展開を順次図ります。

		間の実績及び 票期間の推進スケジュール	短期(H19~H23 に実施) 2007 ~ 2011 中・長期(H24~H28 に実施) 2012 ~ 2016
景観法・関連	景観》地区之景観地区高度地区高度地区。	個性を活かした都市景観の形成一 法の活用 プランの策定 地区の指定・運用 計画制度の活用 地区の指定・運用 間途地区の活用	景観計画の策定) 景観計画の運用) 景観計画の検証
関連法令等を活用		他の緑の創造 舌用における諸課題への対応	緑化の推進・運用
用した都市景観の形成	歴史的 近郊終 特別紀 歴史的 眺望が 地域に かまっ	源を核とした都市景観の形成一 的風土保存区域や風致地区の活用 动地保全区域 动地保全地区等の活用 内建造物の保全と活用 景観の保全・創出 資源の保全と整備 くら景観百選の活用 太告物の規制誘導	歴史的風土特別保存地区の拡大に向けた検討・指定  風致保全計画の検討・策定  近郊緑地保全区域の検討・指定  特別緑地保全地区の検討・指定  歴史的建造物の保全と活用  景観計画の策定  運用  資源調査 データベース作成  データベースの管理  普及啓発  規制・誘導 市条例制定の策定の検討
ベル	ノトや拠点を中	P心とした都市景観形成事業の推進 うるおいのあるみちづくり	特定経路の整備 公共施設管理者との協議の場の設置  公共事業における早期からの市民参加の検討
	適な ちづくり	美しい公共サインの充実 無電柱化の推進 ポケットパークの創出	公共サインの維持・管理 調査・検討〉 事業実施 無電柱化 ポケットパーク・まちづくり空地の設置誘導
	<辺の は境づくり	親水性のある河川環境の創造 うるおいのある水辺空間の創出 快適な海浜景観の整備と創造	公共施設管理者との協議の場の設置  公共事業における早期からの市民参加の検討  広域景観の検討
	xどりの きちづくり	都市公園・広場等の整備 道路緑化の推進	都市公園・広場等の整備・管理 指定管理者制度による適正な維持管理 道路緑化の推進・維持管理
	を 生物づくり	魅力的な公共建築物づくり	景観アドバイザー制度の活用  公共施設の質向上の仕組みの検討  公共事業における早期からの市民参加の検討
市	景観さ	事業者との協力・支援 づくり賞の実施 ポジウム・セミナーの開催 景観形成活動への支援	実施・広報  親子景観セミナーの実施、地下道ギャラリーの展示、出前講座の実施、市民・NPO によるシンポジウムの開催 市民活動支援・育成
事	業の評価		施策事業の評価・施策の方向見直し

- 〇鎌倉市都市景観条例施行(平成8年)後に蓄積した景観行政をもとに、平成16年の景観法制定を受けて、平成19年1月に「景観計画」を策定しました。この計画の短期目標期間(平成19年1月~平成24年3月)においては、これまで都市景観条例(旧条例)により取り組んできた様々な景観施策に、景観法により新たに創設された「景観計画区域」、「景観地区」、「景観重要建造物」、「景観重要公共施設」、「景観整備機構」の諸制度を活用し、法的な根拠を持たせ、着実に施策展開を行いました。
  - 特に、昭和 40 年代後半から建築物の高さ 15m 以下の行政指導を行ってきた、鎌倉駅周辺の中心市街地においては、景観地区指定によって、長年の懸案事項であった高さの行政指導に法的な根拠づけを行うことができました。一方、北鎌倉駅周辺などの景観地区と風致地区が接する境界付近では、それぞれの高さ基準が異なるという課題が生じていました。この課題については、地区レベルの景観づくりの取組として、北鎌倉東地区で、景観地区景観形成協議会をベースに、高さ 12m 以下とするなど地区独自のルールづくりを進め、作法集としてまとめました。
- 〇市内の各地域では、自主まちづくり計画の策定など、いくつかの実績が挙がっていますが、地域住民の合意形成の熟度に応じ、法的な制限への移行など、更なるルールづくりの取組が望まれます。
  - また、従前から景観形成の取組を進めていた、由比ガ浜通り地区や由比ガ浜中央地区では、景観整備機構である一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワークの支援を受け、景観形成協議会によるデザインレビューが実施されるなど、全国的にも先進的な取組が進められています。
- 〇鎌倉の景観資源を活かす、従来制度の景観重要建築物等の制度活用に加えて、景観法に 基づく景観重要建造物の制度活用も行いました。
- ○屋外広告物については、第3回景観づくり賞「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんばん」を実施し、市民・事業者等への普及・啓発に取り組むとともに、除却キャンペーンを継続して実施し、屋外広告物の適正な規制誘導に努めていますが、引き続き効果的な普及啓発の実施、規制誘導方策の検討を行っていきます。
- ○公共施設の景観の質向上については、景観重要公共施設制度を活用し、施設管理者との 連携に努めるとともに、個別の公共事業についても、景観アドバイザー制度の活用を図 っていますが、より効果的な運用の仕組みについて検討します。
- 〇市民への景観形成の普及・啓発については、景観づくり賞、親子景観セミナー、出前講座などを実施していますが、今後も継続的な市民活動への協働・支援を行います。

短期目標期間においては、主として景観法を活用した施策展開が進められましたが、中 長期目標期間においては、地区レベルの景観づくりの取組への支援や協働などの課題に取 り組み、景観計画の着実な運用を進めます。

# 景観計画(短期目標期間)の検証経過について

# ■検証経過

	検討内容
Н23. 5	第19回 景観審議会 ○検証事項及びスケジュールの確認
Н23.8	第20回 景観審議会 <ul><li>○景観計画の届出、景観地区の認定申請の運用状況について</li><li>○景観形成基準の運用について(具体的な運用事例)</li><li>○公共建築物等の景観の質向上について</li><li>(景観重要公共施設、景観アドバイザー、小規模公共事業)</li></ul>
H23. 11	第5回 鎌倉市景観重要公共施設連絡調整会議 ○景観重要公共施設の運用状況について 由比ガ浜通り・由比ガ浜中央景観形成協議会へのヒアリング ○景観形成地区の運用について 一般社団法人 ひと・まち・鎌倉ネットワークへのヒアリング ○景観形成地区の運用について
H23. 12	第21回 景観審議会  ○景観形成地区の運用について (現場視察、具体的な運用事例)  ○都市景観条例の検証について (特定地区景観計画と景観地区の関係について)
H24. 3	第 22 回 景観審議会 ○景観形成基準の運用について(色彩基準) ○短期目標のまとめ方及び中・長期目標の設定について
H24.5	第23回 景観審議会 ○平成24年度版(平成23年4月~平成24年3月)の実績報告 ○短期目標のまとめ方について
H24.8	第 24 回 景観審議会 ○短期目標のまとめ方について
H24. 12	第 25 回 景観審議会 ○まとめ

### 景観計画等に関する事務処理件数の推移(参考)

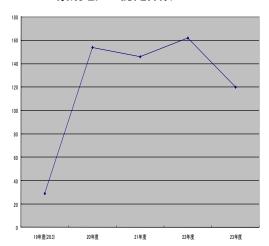
### 1 景観計画の届出件数

150

18年度(19.1~)

# 490 400 350 300 250

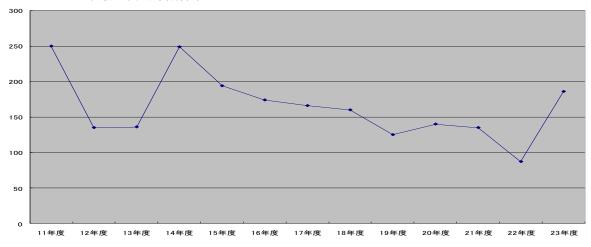
### 2 景観地区の認定件数



### 3 屋外広告物の許可申請件数

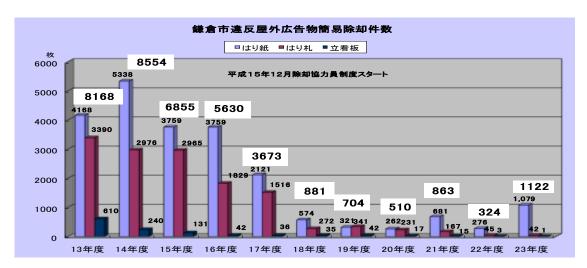
20年度

19年度



23年度

### 4 違反屋外広告物 簡易除却件数



# 鎌倉の景観

(鎌倉市景観計画の実績報告)

短期目標期間(H19.1.1~H24.3.31)版

編集発行 平成 25 年3月

鎌倉市まちづくり景観部都市景観課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18番 10号

TEL 0467(61)3477 FAX 0467(23)8700

E-mail keikan@city.kamakura.kanagawa.jp

